

障害者差別禁止条例の比較分析

金子 匡良

1. 背景

- ・ ADA (1990 年)、韓国障害者差別禁止法 (2007 年)
- ・ 障害者権利条約 (2006 年)
- ・ 障害者基本法の改正 (2004 年、2011 年)
- ・ 宮城県条例・山梨県条例の頓挫 (2004 年～2005 年)
- ・ 千葉県条例の紆余曲折 (2005 年～2006 年)

2. 名称・提案者・前文

自治体	制定年	条例の名称	提案者	条文数	前文
千葉県	2006	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	知事	36 箇条	○
北海道	2009	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	議員	53 箇条	×
岩手県	2010	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	議員	16 箇条	○
熊本県	2011	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	知事	24 箇条	○
八王子市	2011	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	市長	22 箇条	○
さいたま市	2012	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	市長	32 箇条	○
長崎県	2013	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	議員	50 箇条	○
国	2013	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	内閣	26 箇条	×

別府市	2013	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例	市長	24 箇条	○
沖縄県	2013	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	知事	39 箇条	○
京都府	2014	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	知事	28 箇条	○
茨城県	2014	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	議員	25 箇条	○
鹿児島県	2014	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島県づくり条例	知事	26 箇条	○
富山県	2014	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	議員	25 箇条	○
奈良県	2015	障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	知事	19 箇条	○
愛知県	2015	障害者差別解消推進条例	知事	16 箇条	×
山梨県	2015 (改正)	障害者幸住条例	知事	38 箇条	×

3. 障害の定義、禁止行為、禁止の名宛人、禁止分野

自治体	障害の定義	禁止される行為	禁止の名宛人	禁止行為を行ってはならない分野
千葉県	障害者基本法の定める障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害）	差別（＝不利益取扱い＋合理的配慮の不提供） ※不利益取扱いの内容は、合理的理由のない拒否・制限・強制・条件付加等を分野ごとに規定。	何人	不利益取扱い⇒福祉サービス、医療、商品・サービス提供、雇用、教育、施設・交通機関利用、不動産取引、情報提供 合理的配慮の不提供⇒限定なし
北海道	障害者基本法の定める障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害）	差別、不利益な扱い、虐待 ※合理的配慮は努力義務	差別、不利益な扱い、合理的配慮の不提供⇒道及び道民 虐待⇒何人	限定なし

岩手県	障害者基本法の定める障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害）＋高次脳機能障害その他これらに準ずる障害	不利益な取扱い（＝不利な区別・排除・権利の制限＋合理的配慮の不提供）、虐待	何人	限定なし
熊本県	身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害	不利益取扱い、合理的配慮の不提供、虐待 ※不利益取扱いの内容は、合理的理由のない拒否・制限・強制・条件付加等を分野ごとに規定。	不利益取扱い、虐待⇒何人 合理的配慮の不提供⇒名宛人不明示（一般的義務）	不利益取扱い⇒福祉サービス、障害福祉サービス、医療、商品・サービス提供、募集・採用、雇用、教育、施設・交通機関利用、不動産取引、情報提供、意思表示 合理的配慮の不提供、虐待⇒限定なし
八王子市	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害	差別、合理的配慮の不提供 ※合理的配慮の不提供は、相談、助言・あっせんの申立ての対象とはならない。	差別⇒何人 合理的配慮の不提供⇒名宛人不明示（一般的義務）	限定なし ※市・市民・事業者が合理的配慮の提供に努める分野⇒施設・交通機関利用、意思疎通・情報提供、商品・サービス提供、不動産取引、募集・採用・労働条件、医療・リハビリテーション、教育、療育
さいたま市	障害者基本法の定める障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害）＋心身の機能・身体の器官・肢体等の欠損・喪失	差別（＝身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること＋分野ごとに定められた正当な理由のない拒否・制限・条件付加等＋教育・雇用における合理的配慮の不提供＋その他正当な理由のない不利益な取扱い）、虐待	何人	限定なし ※特に差別が禁止される分野⇒教育、雇用・業務従事、保健医療サービス・福祉サービス、施設・交通機関利用、情報提供、意思表示
長崎県	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害	差別（＝不均等待遇＋合理的配慮の不提供） ※不均等待遇＝障害を理由とする区別・排除・制限・条件付加・その他の異なる取扱い	何人	限定なし ※特に差別が禁止される分野⇒福祉サービス、医療、商品・サービス提供、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報提供、意思表示
国	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心	差別的取扱い、合理的配慮の不提供	差別的取扱い⇒国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、	限定なし

	身の機能の障害		事業者 合理的配慮の不提供 ⇒国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体（※事業者は努力義務）	
別府市	身体、知的、精神その他の心身の機能が傷病その他の事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活又は社会生活を営むに当たって、社会的な制度の整備及び支援を必要とする状態	差別（＝不利益な取扱い＋合理的配慮の不提供）、虐待	何人	限定なし ※市や事業者が合理的配慮の提供に努める分野⇒生活支援、生活環境、防災、雇用・就労、保健・医療、保育・教育、芸術文化・スポーツ
沖縄県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）その他の心身の機能障害	差別、合理的配慮の不提供、虐待、分野ごとに定められた禁止行為（正当な理由のない拒否・制限・条件付加・強制等） ※差別の定義はなし。	何人	限定なし ※特に差別が禁止される分野⇒福祉サービス、医療、サービス・商品提供、雇用、教育、建築物等の利用、交通機関の利用、不動産取引、意思表示、情報提供
京都府	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害	不利益な取扱い、募集・採用・待遇における差別的取扱い、合理的配慮の不提供 ※不利益な取扱いの内容は、合理的な理由のない拒否・制限・条件付加・強制・隔離等を分野ごとに規定。	不利益な取扱い⇒府及び事業者 募集・採用・待遇における差別的取扱い⇒事業主 合理的配慮の不提供⇒府は禁止、事業者は努力義務	限定なし ※特に不利益な取扱いが禁止される分野⇒福祉サービス、障害福祉サービス、医療、商品・サービス提供、教育、施設・交通機関の利用、不動産取引、情報提供、意思表示
茨城県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）その他の心身の機能の障害	差別（＝差別的取扱い＋合理的配慮の不提供）	何人	限定なし
鹿児島県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害	差別（＝不利益な取扱い＋合理的配慮の不提供） ※不利益な取扱いの内容は、正当な理由のない拒否・制限・条件付加・強制等を分野ごとに規定。	不利益な取扱い⇒何人 合理的配慮の不提供⇒名宛人不明示（一般的義務）	限定なし ※特に不利益な取扱いが禁止される分野⇒福祉サービス、医療、商品・サービス提供、労働・雇用、教育、施設・交通機関の利用、不動産取引、情報提供

富山県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害	差別（＝不利益な取扱い＋合理的配慮の不提供）	何人	限定なし ※知事に対して、差別防止及び合理的配慮の提供について、特に配慮を行うことを定めている分野⇒福祉サービス、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報提供、意思表示の受領
奈良県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害	不利益な取扱い、合理的配慮の不提供 ※不利益な取扱いの内容は、合理的な理由のない強制・制限・条件付加・隔離等を分野ごとに規定。	何人	限定なし ※特に不利益な取扱いが禁止される分野⇒福祉サービス、障害福祉サービス、不動産取引、医療、教育、雇用、施設・交通機関の利用、情報提供、商品・サービス提供
愛知県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害	差別的取扱い、合理的配慮の不提供	差別的取扱い⇒県及び事業者 合理的配慮の不提供⇒県は禁止、事業者は努力義務	限定なし
山梨県	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害	差別的取扱い、合理的配慮の不提供 ※差別的取扱いの内容は、合理的な理由のない強制・制限・条件付加・隔離等を分野ごとに規定。	差別的取扱い⇒県及び事業者 合理的配慮の不提供⇒県は禁止、事業者は努力義務	限定なし ※特に差別的取扱いが禁止される分野⇒福祉サービス、障害福祉サービス、医療、教育、商品・サービス提供、募集・採用、雇用、施設・交通機関の利用、不動産取引、情報提供

4. 相談・救済機関、救済プロセス

自治体	相談・救済機関	救済プロセス
千葉県	①地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員等に委託。 ②広域専門指導員 地域相談員への指導・助言、相談事例の調査・研究、助言・あっせんの	①相談 地域相談員に対する相談→地域相談員による調整、紹介、法律上の支援制度に関するあっせん等 ②助言・あっせん 知事に対する助言・あっせんの申立て→（広域専門指導員による調査）→（調査拒否に対する知事によ

	<p>申立てのあった事案の調査を行う。</p> <p>③障害のある人の相談に関する調整委員会 当事者、県議会議員、有識者によって構成。</p>	<p>る勧告)→障害のある人の相談に関する調整委員会による審理→(同調整委員会による関係者からの意見聴取・資料提出要請)→調整委員会による助言・あっせん→助言・あっせんに従わない者に対する知事による勧告</p> <p>③訴訟援助 調整委員会の審理に付した事案について、知事は訴訟費用の貸し付けその他の援助を行うことができる</p>
北海道	<p>①地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員等に委嘱。(※条例施行規則で設置。)</p> <p>②地域づくり推進員 地域づくり委員会を運営・総理するために、道内の14圏域ごとに設置。</p> <p>③障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 当事者、地域住民、学識経験によって構成し、道内の14圏域ごとに設置。</p>	<p>※条例中に相談救済プロセスに関する定めはなく、相談救済プロセスについては、条例施行規則で規定。</p> <p>協議・あっせん 地域づくり委員会に対する差別・虐待・暮らしづらさ等に関する協議・あっせんの申立て(何人でも可)→(知事又は地域づくり推進員による調査)→地域づくり推進員による著しい暮らしづらさの原因となる者に対する改善の指導(地域づくり委員会による協議の結果、全委員の賛成により著しい暮らしづらさがあると判断された場合のみ)→指導の結果、改善が図られない場合は、知事による改善の勧告→勧告を受けても改善が図られない場合は、勧告内容を公表</p>
岩手県	<p>障害者施策推進協議会(障がい者不利益取扱事案調整部会)(※障害者施策推進協議会条例に基づいて設置された機関)</p> <p>当事者、学識経験者、障害福祉関連事業の従事者、関係行政機関の職員によって構成。</p>	<p>※条例中に相談・救済プロセスに関する定めはない。</p> <p>助言・調整 市町村社会福祉協議会に対する相談→保健福祉環境部・保健福祉環境センターによる事実確認→同部・同センターによる助言・調整→(地域での調整が困難な場合)→県保健福祉部による事実確認→障害者施策推進協議会(障がい者不利益取扱事案調整部会)による調査→県本庁保健福祉部による助言・調整</p>
熊本県	<p>①地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員等に委託。</p> <p>②広域専門相談員 相談に対する助言・情報提供・調整等、地域相談員に対する指導・助言を行う。</p> <p>③障害者の相談に関する調整委員会 有識者によって構成。</p>	<p>①相談 地域相談員・広域専門相談員に対する相談(何人でも可)→地域相談員・広域専門相談員による助言・情報提供、調整等</p> <p>②助言・あっせん 知事に対する不利益取扱いの解決のための助言・あっせんの申立て→(障害者の相談に関する調整委員会による調査)→障害者の相談に関する調整委員会による助言・あっせん→あっせん案の拒否に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表</p>
八王子市	<p>①相談支援事業者 市からの委託を受けて障害者総合福祉法77条1項1号に規定する事業を行う者。</p> <p>②障害者の権利擁護に関する調整委員会 有識者によって構成。</p>	<p>①相談 相談支援事業者に対する差別に関する相談→相談支援事業者による調査、助言・情報提供、調整、紹介等</p> <p>②助言・あっせん 差別に関する助言・あっせんの市長に対する申立て→(市長による調査)→障害者の権利擁護に関する調整委員会に対する諮問→(障害者の権利擁護に関する調整委員会による意見聴取・資料提出要請)→</p>

		市長による助言・あっせん→助言・あっせんに従わない者に対する市長による勧告
さいたま市	<p>①相談支援事業者 市からの委託を受けて障害者総合福祉法 77 条 1 項 1 号に規定する事業を行う者。</p> <p>②障害者の権利の擁護に関する委員会 学識経験者、当事者、事業者、障害者団体の代表者、市民等によって構成。</p>	<p>①助言・あっせん 市長に対する助言・あっせんの申立て→（市長・相談支援事業者による調査→調査拒否に対する勧告）→市長による障害者の権利の擁護に関する委員会に対する審議請求→（障害者の権利の擁護に関する委員会による意見聴取・資料提出要請）→障害者の権利の擁護に関する委員会による助言・あっせん→助言・あっせんに従わない者に対する市長による勧告→勧告に従わないときは、勧告内容を公表</p> <p>②虐待に関する調査・安全確認 虐待に関する市民・事業者・関係機関からの市長への通報（通報は義務）→市長・相談支援事業者による安全確認 ※生命・身体に重大な危険が生じるおそれがあるときは、市職員による立入調査可</p>
長崎県	<p>①地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員、精神保健福祉相談員等に委託。</p> <p>②広域専門相談員 地域相談員への指導・助言、相談事例の調査研究、相談への対応等を行う。</p> <p>③障害のある人の相談に関する調整委員会 医療・福祉・教育等に関する業務を行う関係機関・民間団体の代表者、障害関係団体の代表者、学識経験者等によって構成。</p>	<p>①相談 地域相談員・広域専門相談員に対する差別に関する相談（何人でも可）→地域相談員・広域専門相談員による助言・情報提供、調整等</p> <p>②助言・あっせん 知事に対する助言・あっせんの申立て→地域相談員・広域専門相談員による調査→（障害のある人の相談に関する調整委員会による意見聴取・資料提出要請）→障害のある人の相談に関する調整委員会による助言・あっせん→助言・あっせんを受諾しない者に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表</p>
国	※特定の相談・救済機関は置かず、国及び地方公共団体に対して、障害者差別に関する相談に応ずることと、障害者差別に関する紛争の防止・解決を図るための体制整備を求める。	<p>当事者からの相談や救済申立てのプロセスに関する規定はなし。</p> <p>ただし、主務大臣は、事業者による差別的取扱いの禁止や、事業者による合理的配慮の提供に関して、事業者に対し報告を求め、又は助言・指導、勧告をすることができる。（報告拒否や虚偽報告に対しては 20 万円以下の過料を課すことができる。）</p>
別府市	<p>①相談支援事業者</p> <p>②障害者差別等事案解決委員会 有識者によって構成</p>	<p>①相談 市に対する差別・虐待に関する相談→相談支援事業者による確認・調査、助言・情報提供、調整、紹介等</p> <p>②助言・あっせん 差別・虐待に関する市長に対する助言・あっせんの申立て→（市長による調査）→障害者差別等事案解決委員会に対する諮問→市長による助言・あっせん→助言・あっせんに従わない者に対する市長による勧告</p>
沖縄県	<p>①差別事例相談員 ※障害福祉を担当している市町村職員や市町村が相談事業を委託している相談支援事業所等において</p>	<p>①相談 市町村の差別事例相談員に対する相談 （※困難な事例については、広域専門相談員が相談・助言を行う。）</p>

	<p>相談業務を行っている相談員のこと。条例によって新たに設置される相談員ではない。</p> <p>②広域専門相談員 差別事例相談員への助言、相談事例の調査・研究等を行う。</p> <p>③障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会 当事者、家族、福祉・医療・教育団体等の代表者、経営者又は経営団体の代表者、学識経験者等によって構成。</p>	<p>②助言・あっせん 知事に対する差別等に関する助言・あっせんの申立て→(障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会による資料提出・説明の要請)→障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会による助言・あっせん→あっせん案を受諾しない者に対する知事による勧告</p>
京都府	<p>①地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員等に委託。</p> <p>②広域専門相談員 地域相談員に対する指導・助言、相談事例の調査研究等を行う。</p> <p>③障害者相談等調整委員会 学識経験者、当事者、障害者福祉事業従事者、事業者等によって構成。</p>	<p>①相談 不利益な取扱い、募集・採用・待遇における差別的取扱い、府による合理的配慮の不提供、障害のある女性に対する複合差別への配慮、障害に対する不快な言動、虐待に関する地域相談員・広域専門相談員に対する相談</p> <p>②助言・あっせん 不利益な取扱い及び募集・採用・待遇における差別的取扱いに関する障害者相談等調整委員会に対する助言・あっせんの申立て→(障害者相談等調整委員会による調査)→障害者相談等調整委員会による助言・あっせん→調査拒否・あっせん不受諾等に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表</p>
茨城県	<p>障害者差別相談室(※条例施行に伴って設置された相談窓口であるが、条例に基づいて設置されたものではない。)</p>	<p>①相談 県(障害者差別相談室)に対する相談(何人でも可)→県による助言・情報提供、調整等</p> <p>②助言・あっせん 差別に関する知事に対する助言・あっせんの申立て→知事による調査→知事による助言・あっせん→助言・あっせんに従わない者に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表</p>
鹿児島県	<p>①相談員</p> <p>②障害者くらし安心相談窓口(※条例上の機関ではない)</p> <p>③障害者差別解消支援協議会 当事者、障害者団体代表者、福祉・医療等の関係団体代表者、学識経験者等によって構成。</p>	<p>①相談 相談員に対する相談→相談員による助言・情報提供、調整等</p> <p>②あっせん 不利益な取扱いに関する知事に対するあっせんの申立て(相談前置)→(障害者差別解消支援協議会による意見聴取・資料提出要請)→障害者差別解消支援協議会によるあっせん→あっせんの不受諾・不履行に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表</p>
富山県	<p>①地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員等に委託。</p> <p>②広域専門相談員 地域相談員に対する指導・助言、相談事例の調査研究、相談への対応、差別事案の調査等を行う。</p>	<p>①相談 地域相談員・広域専門相談員に対する相談(何人でも可)→地域相談員・広域専門相談員による助言・情報提供、調整等</p> <p>②助言・あっせん 差別に関する知事に対する助言・あっせんの申立て(相談前置)→広域専門相談員による調査→知事から障害のある人の相談に関する調整委員会に対し</p>

	③障害のある人の相談に関する調整委員会 当事者、有識者等によって構成。	て、調査結果の通知及び助言・あっせんの手続開始の要請→（障害のある人の相談に関する調整委員会による意見聴取・資料提出要請）→障害のある人の相談に関する調整委員会による助言・あっせん→調査拒否・あっせんの不受諾に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表
奈良県	①相談員 ②障害者相談等調整委員会 学籍経験者、当事者、障害者福祉事業従事者、事業者等で構成。	①相談 相談員に対する相談（何人でも可）→相談員による助言・情報提供、調整等 ②助言・あっせん 不利益な取扱い・合理的配慮の不提供に関する知事に対する申立て（相談前置）→（障害者相談等調整委員会による調査）→障害者相談等調整委員会による助言・あっせん→調査拒否・あっせん不履行に対する知事による勧告→勧告に従わないときは、その旨を公表
愛知県	①障害者虐待防止・差別解消推進協議会 県の関係機関、NPO法人、学識経験者等で構成。この協議会が、障害者差別解消法が定める地域協議会であると規定。 ②障害者差別解消調整委員会 学識経験者、障害者、障害者の自立に関する事業者、事業者等によって構成。	①助言・あっせん・指導 事業者による差別的取扱いに関する知事に対する申立て→障害者差別解消調整委員会の意見を聴く→知事によるあっせん案提示・指導→あっせん案の不受諾や指導に従わない事業者に対する勧告→勧告に従わないときはその旨を公表（公表に先立って事業者からの意見聴聞が必要）
山梨県	①障害者差別地域相談員 身体障害者相談員、知的障害相談員等に委託。 ②障害者差別解消推進員 障害者差別地域相談員に対する指導・助言、特定相談に係る関係機関との連絡調整等を行う。	特定相談 県又は事業者による差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する障害者差別地域相談員に対する相談→障害者差別地域相談員又は障害者差別解消推進員による助言、情報提供、調整→事案解決が困難な場合は、法務局、都道府県労働局その他の関係機関に情報を提供

5. まとめ

- ・千葉県条例の後遺症と障害者差別解消法の影響
- ・障害者差別解消法との関係
- ・衆参附帯決議と条例の可能性

※本報告の内容は、『神奈川大学法学部 50 周年記念論文集』（2016 年 3 月刊行予定）に掲載予定。